

議案第26号

大網白里市ガス供給条例の一部を改正する条例の制定について
大網白里市ガス供給条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年2月20日提出

大網白里市長 金 坂 昌 典

大網白里市ガス供給条例の一部を改正する条例

大網白里市ガス供給条例（平成8年条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「本支管工事費」を「本支管等工事費」に改め、同表第2項中「上記以外の能力のガスメーターについての」を「前項の表に掲げる能力以外のガスメーターを設置する場合の」に改め、同表に次の1項を加える。

3 第15条第2項の規定により最高圧力を超える圧力のガスを供給する場合の本市負担額は、第1項又は前項の規定により算出した額に、次の各号に掲げる最高圧力の区分に応じ、当該各号に定める係数を乗じて得た額とする。

(1) 0.1メガパスカル以上0.3メガパスカル未満 2

(2) 0.3メガパスカル以上1メガパスカル未満 4

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。